

〔研究ノート〕

付加価値計算書の制度的導入

菊 谷 正 人

I 開題 一企業体理論と付加価値計算書—

わが国初の本格的な株式会社として明治6年(1873年)8月1日に開業した「第一国立銀行⁽¹⁾」の総監役に、大蔵省の官職を辞職して着任し、その後、500社近くの会社と600ほどの非営利活動法人の創設に携わり、「日本資本主義の父」として日本経済近代化のために昭和6年まで活躍した澁澤栄一は、『論語と算盤』を著し、「道德経済合一説」(利潤追求をする経済の中に道德は必要であり、経済活動は国家・公共の利益につながるという考え方)を唱え、会計・簿記を非常に重要視するとともに、「企業は社会の公器である。」という持論を堅持したと言われる(菊谷(2021b)108頁)。

現代の大企業は、当該企業と一定の契約により関係(利害)を持つ株主・債権者・経営者・従業員といった企業参加者の自己維持(Selbsterhaltung)を可能にする所得源泉場所(Einkommensbildungsstätten)であるとともに、企業外部的には国民経済社会の需要充足(Bedarfsdeckung)に貢献できる国民経済的生産機構(volkswirtschaftlicher Produktionsapparat)であり、国家にとっては租税源泉(Steuerquellen)でもある(菊谷(1991)263-264頁)。

社会的・経済的に大規模な企業体は、単なる資本主(株主)の個別的利益を追求する所有物・私的存在に止まらず、多種・多様な利害関係者(stakeholders)から成る社会的存在あるいは社会的貢献を行う利益共同体である。

株主・債権者は資金を提供することによって当該企業に直接的に関与・参加し、従業員・経営者は雇用契約・業務委託契約を結び、労務サー

ビスを提供することによって当該企業に直接的に関与・参加している。

企業内部的に参加・関与する直接的利害関係者のほかに、販売活動では顧客(あるいは消費者)との取引およびそれに伴う利害、購買活動では仕入先との取引およびそれに伴う利害が生じ、政府・地方自治体には納税活動を通じて国家・社会に貢献している。

このような企業観は、会計行為の立脚点を誰に求めるかという「会計主体論」から見れば、「企業体理論」(enterprise theory)と一脈通じる。

企業体理論によれば、企業体は資本主、債権者、経営者、労働者、税務機関その他社会一般に対して責務を負う「社会的制度」(social institution)であり、経済社会において生産、分配、流通を営むことを通じて社会全般に奉仕できる社会的・公共的制度であるとみなされる。

このような企業観・社会的認識に立てば、企業体を取り巻く多種・多様な利害関係者の利害調整を図るために、社会制度としての企業体の独自の立場から企業会計は行われる。企業体理論の下では、企業利益は付加価値(value added)として把握され、利子・配当、給与、税金、留保利益などは企業利益の分配(distribution)であると考えられる(菊谷(1992)14頁)。

現在、わが国の財務会計制度上、会社法適用会社には計算書類、金融証券取引法適用会社には財務諸表の作成・報告が義務付けられている。上場会社等に適用される金融証券取引法が求める財務諸表としては、損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書の作成義務が課されている。

ただし、上記財務諸表のうち主要な地位を占める損益計算書 (income statement) では、経営活動のうち生産・役務提供過程が測定・報告されているが、分配過程が除外され、損益計算書における利益は、経営活動全体の成果を表現していない。

資本分配、労働分配、社会分配の分配過程を測定・報告するためには、損益計算書とは別個の財務諸表、すなわち付加価値計算書 (statement of value added) の作成が必要である。1950年代から1970年代にかけてヨーロッパ (とりわけ、旧西ドイツ、英国) で付加価値計算書の探究・論議が盛んに行われていたが、一部の論者を除き、次第に下火になっている⁽²⁾。

英国では、会計基準設定機関として1970年1月に設立された会計基準運営委員会 (Accounting Standards Steering Committee: 以下、ASSC と略す⁽³⁾) が「基準会計実務書」(Statement of Standard Accounting Practice: 以下、SSAP と略す) を作成するとともに、将来における財務報告の展開のための討議資料『コーポレート・レポート』(The Corporate Report) を公表し、その中で付加価値計算書等の財務報告書の作成や雇用報告書・会社目的説明書等のような財務情報・非財務情報の開示を提案していた。『コーポレート・レポート』は、パーカー (R.H. Parker (1984) p.84) も高く評価したように、「法規や会計基準に説明されてこなかった革命的な著作」であり、米国の「トルーブラッド報告書」(Treublood Report) と並んで、財務報告の目的に関する討議に非常に貢献した (Scapens (1981) p.118, 邦訳書、125 頁)。

財務報告書の範囲と目的を再検討するために作成された『コーポレート・レポート』は、投資者・債権者・従業員・アナリスト・取引先・政府・一般大衆等の情報利用者の情報ニーズに応えるためには、上場会社・大会社の「公的アカウントビリティ」(public accountability) を履行する必要があるという社会的認識に立脚して、財務情報開示の質的・量的拡大を提案し、その後における財務報告に関する議論および会社報告書自体に大きなインパクトを与えた。たとえば、大企業の中には付加価値計算書、雇用

報告書を作成する企業も現れている (菊谷 (1988) 194 頁)。

ただし、「付加価値計算書」の作成は、法的規制がないために減少していくことになる。その代わりに、1990年代以降、任意的開示であるが、「環境報告書⁽⁴⁾」が公表され、「環境報告書」は、各国において「環境経営報告書」、「環境・社会報告書」、「CSR 報告書」等の名称変更によって質的に拡大され、さらに2010年代以降、「統合報告書」(integrated report) として集約的に作成・公表されるに至っている⁽⁵⁾。

古庄 (2012、5 頁) が説明・定義するように、「統合報告書」とは、財務情報のみならず、財務報告目的を果たすために統合され得る企業統治や経営者報酬に関する情報、社会・環境・倫理情報等の非財務情報を含めた報告書である。敷衍すれば、「統合報告書」は、財務情報と非財務情報とを統合化した最新のコミュニケーション・ツールであり、作成者 (経営者) の立場からは財務的視点と戦略的視点を統合したビジネス・レポートであり、利用者の立場からは企業の長期持続的サステナビリティと長期的価値創造を判断する報告書である (古賀・池田 (2015) 2-3 頁)。

このような統合報告書には、(a) 企業の活動を記述・解説する叙述的ディスクロージャー (narrative disclosures) によって、(b) 会計情報・財務情報のほかに非会計情報・非財務情報 (non-accounting and non-financial information) が開示されている。その際、叙述的開示による「統合報告書」における一部分の内容を「付加価値計算書」に内部化・計算書類化できるならば、新しい型の「付加価値計算書」が作成できるかもしれない。

本稿では、社会的・経済的に大規模な企業体 (とりわけ上場会社) の社会的貢献度、具体的には付加価値分配活動を表示できる財務諸表として、付加価値計算書の制度的導入を提案する。その際、叙述的開示による統合報告書に記載されている一部の内容も付加価値計算書に内部化し、従来よりも改良化した付加価値計算書の区分式様式を披歴する。

Ⅱ 付加価値と利害・持分

1. 経営活動と付加価値活動

企業体の経営活動を大雑把に表現するならば、金融資源（financial resources）、人的資源（human resources）および物的資源（physical resources）を投入し、これらの資源を有効に結合して経営成果（business result）を獲得し、その経営成果を金融資源・人的資源の提供者および課税主体（国・地方公共団体）に分配することになる。

金融資源には資本主（株主）の拠出資金や銀

行・社債権者等からの借入資金、人的資源の提供には従業員・経営者による役務があり、これらの資源と土地・建物・機械・備品等の物的資源や特許権・実用新案権等の知的財産（interec-tual properties）を結合して経営成果物を生産・稼得している。その際には、企業との契約上・法令上の制約により、一定の直接的利害関係者に対して経営成果を分配する必要がある。

図1では、経営活動の全体像における資源投入・資源結合と成果分配が単純・簡潔に図示されている。

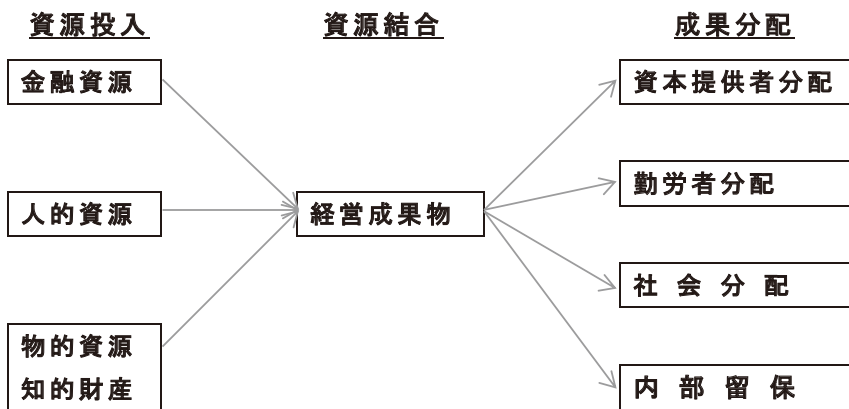


図1 経営活動の全体像

出所：著者作成。

2. 付加価値の分配と持分

分配は、経営活動における直接的利害関係者の持分（equity）に対する配分であり、したがって直接的持分のないところに分配はない。

ここでいう「持分」とは、企業資産に対する請求権あるいは企業資産に加えられる拘束であり、企業資産が誰に帰属するのかという帰属関係を示す。米国のヴァッター（W.J. Vatter）は、1947年に『資金会計論およびその財務報告との関連』（*The Fund Theory of Accounting and its Implications for Financial Reports*）を上梓し、負債および資本の同質性を認識し、これらを統一的に把握する概念として「持分」という概念を成立させた⁽⁶⁾。

ヴァッターの資金理論（Fund Theory）によれば、「企業体」を資本主、長期・短期の債権

者、財貨・用役の供給者、顧客、従業員、政府・行政機関等の異なった利害の集合体（conglom-eration）であるという企業観に立ち、会計主体を資産と持分との統一体としての「資金」に置き、資産の本質について「用役潜在力⁽⁷⁾」（service potentials）という新しい資産概念を打ち出している（Vatter（1947）pp.10 and 17）。

この資産概念に対比される持分概念も「資金」を構成する資産に関連させて定義され、持分概念は「資金の範囲内にある資産に対して加える拘束（restriction that apply to assets in the fund）」（Vatter（1947）p.19）と規定された。要するに、ヴァッター資金理論では、経営者の立場・管理視点から資産に対して使用処分に関する拘束が加えられるが、このような資産に対する拘束が「持分」とであるとみなされる⁽⁸⁾。

前述のように、ヴァッターの企業観によれば、企業は資本主、債権者、取引相手先、顧客、従業員、政府・行政機関その他社会一般に対して責務を負う社会的・公共的制度（social and public institution）であり、経済社会において事業活動を通じて社会全般に奉仕できる経済的組織体である。

このような社会的企業観に立てば、企業は株主のための私的存在にとどまらず、多種・多様な利害関係者から成る利益共同体あるいは社会的存在として、企業会計は各種の利害関係者の利害調整を図るべきである。

持分の本質は、企業体の直接的利害関係者の「利害」（interests）であり、直接的持分としては、当該企業と一定の契約により関係（利害）を持つ資本提供者持分・勤労者持分・顧客持分、法令の法的強制力により関係（利害）を持つ国・地方公共団体の公共団体持分が挙げられる。なお、このような外部分配を行った後の残余は留保利益として内部留保される。

資本拠出者の株主が有する「株主持分」（stockholders' equities）には、利益分配請求権、残余財産請求権などがあり、資金提供者の債権者が有する「債権者持分」（creditors' equities）には、利子請求権、元本返済請求権などがある。

雇用契約により労働サービスを提供する従業員が有する「従業員持分」（employees' equities）には、給与請求権、退職給付請求権、ストック

オプションなどがあり、業務委託契約により労働サービスを提供する経営者が有する「経営者持分」（managements' equities）には、報酬請求権、退職給付請求権、ストックオプション・フリンジベネフィットなどがある。

買掛金・支払手形は、通常の営業取引により仕入先（顧客）が回収できる金銭請求権であり、前受金も取引先（顧客）の財貨・用役請求権であるので、これに対応する資産を拘束できる顧客持分（customers' equities）としてまとめることができる。

国・地方公共団体が有する「公共団体持分」（public bodies' equities）には、国家・社会のために公共サービスを提供できる財政資金を確保するために「租税法律主義」に基づいて強制的に租税を賦課・徴収できる課税権がある。

「留保利益」は、企業体のサステナビリティを確保するための「企業体持分⁽⁹⁾」（enterprises' equities）として内部留保される（菊谷（2021a）20頁）。

これらの直接的利害関係者のうち、持分に対する成果分配を契約的・法律的に請求できる個人・組織に関する利害・持分情報を表示・開示できる計算書として、「付加価値計算書」の提供が推奨されるべきである。

表1では、付加価値計算書に表示されるべき持分の種類および基本的な持分保有者とその持分の請求権が示されている。

表1 持分の種類と持分保有者・持分の請求権

持分の種類	持分保有者	持分の請求権
資本提供者持分	株主	利益分配請求権
		残余財産請求権など
	債権者	利子請求権
		元本返済請求権など
勤 労 者 持 分	従業員	給与請求権
		退職給付請求権など
	経営者	報酬請求権
		退職給付請求権など
公 共 団 体 持 分	国・地方公共団体	課税権
企 業 体 持 分	企業体	企業維持確保権

出所：著者作成。

3. 付加価値の具体的内容

一般的に言えば、「付加価値」とは、企業体が外部から受け入れた価値物に対して、企業体内部で付加した価値であり、言葉を換えれば、企業体が外部経済社会に貢献できた社会経済的貢献度を示す指標である。その付加価値の金額は、企業体の直接的利害関係者に対して分配される給料・報酬、利子・配当、地代・家賃、租税等の源泉となる。

経営活動のために金融資源・人的資源・物的資源（および知的財産）を投入することによって稼得した経営成果のための経営過程、すなわち付加価値生産は、生産高、前給付価値および粗付加価値支弁高から構成される。

生産高は一般的に売上高に実現・転化し、材料費、製造経費、販売費・一般管理費が前給付価値として投入される。生産高から前給付価値

を控除して「粗付加価値」が算定され、さらに粗付加価値支弁高を差し引いて「純付加価値額」が「留保利益」として算出される。

粗付加価値支弁高には資本関連費、労働関連費、社会関連費があり、「資本関連費」には、投下資本財の減価償却費・修繕費・損害保険料等、「労働関連費」には従業員・経営者の福利厚生費・社会保険料・労働保険料等、「社会関連費」には消費者・地域住民等に対する広告費・アフターサービス費・公共負担金・環境対策費等が含まれる。

付加価値分配は、前述したように、直接的利害関係者の持分（資本提供者持分、勤労者持分と公共団体持分）の請求権から構成され、外部分配後の残余額として「純付加価値額」が企業体持分として内部留保される。

表2では、付加価値生産の部と付加価値分配の部の構成・関連が示されている。

表 2 付加価値生産と付加価値分配

付加価値生産の部		付加価値分配の部	
1. 生産高		1. 資本分配高	
1) 純売上高	× × × ×	1) 株主配当金	× ×
2) 在庫品増減高	× ×	2) 支払利息	× ×
	× × ×	3) 剰余金	× ×
			× × ×
2. 前給付価値		2. 労働分配高	
1) 材料費	× ×	1) 従業員給与等	× ×
2) 製造経費	× ×	2) 役員報酬等	× ×
3) 販売・管理費	× ×		× × ×
	× × ×		× × ×
粗付加価値額	× × ×		
3. 粗付加価値支弁高		3. 社会分配高	
1) 資本関連費	× ×	1) 法人税	× ×
2) 労働関連費	× ×	2) 地方税	× ×
3) 社会関連費	× ×		× × ×
	× × ×		
純付加価値額	× × ×	純付加価値額	× × ×

出所：著者作成。

Ⅲ 付加価値計算書の特徴

英国の ASSC が 1975 年 7 月に公表していた『コーポレート・レポート』の見解では、株主を支配的な利害関係者であると考え、その他の利用者グループに対する責任を隠蔽しているとの現状認識に立ち、経済的に重要な規模の企業体に対しては、「公的アカウントビリティ」を履行するために、既存の貸借対照表、損益計算書、資金計算書（現在、キャッシュ・フロー計算書）に加えて、多様な財務情報・非財務情報または財務諸表の提供を勧告していた。

ここに「公共的アカウントビリティ」とは、資金を提供した株主・債権者はもとより、契約のもとで企業と密接に関係する従業員・取引先等、さらには法的契約とは関係のない一般大衆等にまで会計的な説明・報告責任を負うアカウントビリティである（ASSC（1975）par.1.3, 菊谷（1997）157 頁）。

その際、情報の利用者（利害関係者）として投資家、債権者、従業員、アナリスト・アドバイザー、取引先、政府および一般大衆が列挙さ

れ、「公的アカウントビリティ」の履行の観点から情報利用者の情報ニーズに応えるためには、下記のような財務諸表の作成あるいは財務情報・非財務情報の開示が要求されている（ASSC（1975）pars.6.5－6.42）。

- (a) 付加価値計算書（企業努力による利益に従業員、資本提供者、国家および再投資にいかにか割り当てたかを示す計算書）
- (b) 雇用報告書（生計を企業に依存する労働力の規模と構成、従業員の労働貢献度および稼得利益を示す報告書）
- (c) 政府との貨幣取引明細書（企業と国家との間の財務的関係を示す明細書）
- (d) 外貨建取引明細書（英国と外国との間で報告企業が取引した外貨建取引の明細書）
- (e) 将来予測説明書（将来の利益、雇用および投資水準等を示す説明書）
- (f) 会社目的説明書（経営方針、中期経営戦略を示す説明書）

『コーポレート・レポート』によれば、「付加価値計算書」（statement of value added）とは、

表 3 『コーポレート・レポート』に基づく付加価値計算書の例示

（単位：百万ポンド）

付加価値生産	今年度		前年度	
売上高		13,788		13,373
購入材料・サービス		<u>8,507</u>		<u>9,299</u>
付加価値		<u>5,281</u>		<u>4,074</u>
次のように分配する				
従業員・役員に対する支払い				
賃金・報酬・年金等		2,869		1,857
資金提供者に対する支払い				
借入金利子	507		537	
株主配当	<u>714</u>	1,221	<u>658</u>	1,195
政府に対する支払い				
法人税等		567		443
資産の維持・拡張の準備				
減価償却費	270		275	
留保利益	<u>354</u>	<u>624</u>	<u>304</u>	<u>579</u>
付加価値		<u>5,281</u>		<u>4074</u>

出所：著者作成。

企業努力による利益を従業員、資本提供者、政府および再投資にいかに関与したかを示す計算書であり、たとえば、売上高、購入材料・サービス、従業員賃金・役員報酬、支払利子・配当、未払税金、再投資のために留保する金額等を表示・計上する計算書である。

具体的には、売上から購入材料費・サービス費を差し引いた付加価値（生産された付加価値合計額）が、その付加価値の貢献分（分配された付加価値合計額）として、従業員への支払いに給料・年金・福利厚生費、資本提供者への支払いに利子・配当、政府への支払いに法人税等、資本の維持や新規資本獲得・準備に減価償却費・内部留保に分配したかを示している。付加価値は、企業が創出した価値であるとともに、利害関係者への分配の原資となる価値である。

したがって、付加価値計算書は、付加価値がその創出の貢献分に対しどのように分配・支払われたかを示す計算書として位置付けられる。

表3では、『コーポレート・レポート』が提案する付加価値計算書の様式例が示されている。

Ⅳ 区分式付加価値計算書の提案

1. 統合報告書記載内容の付加価値計算書化

付加価値計算書は、基本的には、英国の ASSC で提案された様式のように、生産された付加価値とともに、付加価値の分配対象として従業員・役員の人件費、他人資本（債権者等）の金融費用等、自己資本（株主）の配当、社会資本（政府・地方自治体等）への租税公課、企業自体の再生産資本のための減価償却費・留保利益が計上・表示されるべきである。

筆者は、「統合報告書」に掲載されている財務情報・非財務情報の一部を「付加価値計算書」に組み込み、新しい型の「付加価値計算書」の作成を提案する。

「統合報告書」掲載の財務情報・非財務情報であっても、計数化できる財務情報を計算書類化し、あるいは開示化できる非財務情報を内訳表示すれば、企業体の価値創造・価値分配をより具体的に・鮮明に判定することができる。

本稿では、企業体のサステナビリティ・社

会的貢献を斟酌して、人的資本情報の計算書類化および納税活動の明確化・細分化に限定し、区分式付加価値計算書の様式を提案する。

2. 人的資本情報の計算書類化

島永（2021、2頁）も解明しているように、20世紀型の製造業を中心とした産業経済から21世紀型のサービス・知識ベースの経済へと経済基盤が大きくシフトしていく中で、持続的競争優位の源泉をなす人的資本の重要性がグローバルアップされるようになってきた。

人的資本（人材）を重要な経営資源として捉え、持続的な企業価値向上のためには人的資本の確保・維持・研修等が必要であり、そのような情報のより詳細な表示・開示が要請されるようになってきた。

近年、とりわけ2000年代後半に入り、従来型の資本主義観である株主価値の最大化を指向する株主資本主義（Shareholder Capitalism）、株主第一主義（Shareholders' Primacy View）から、民間企業を社会の受託者とみなすステークホルダー資本主義（Stakeholder Capitalism）、利害関係者第一主義（Stakeholders' Primacy View）に転換する動向がみられ、人的資本の会計が注目される契機となっている（島永（2021）10頁）。

松井（2023、31頁）が指摘するように、英国の ASSC が1975年に公表した『コーポレート・レポート』により提案されていた「雇用報告書」（employment report）の従業員情報あるいは人的資本に関する開示は、現在になってようやく制度化段階に入ったと言える。

英国の『コーポレート・レポート』が提案する「雇用報告書」は、従業員数、従業員の地域的配置、終身被雇用者の年齢配分、年間労働時間、労務費、年金、教育・訓練、訓練費、組合、雇用の機会均等・多様性、職場環境・安全衛生、ワークライフバランス等の社員情報に関する情報を開示する報告書であった（ASSC（1975）par.6.15）。

人的資本情報を開示していた「雇用報告書」は、従業員の規模・労働貢献度・稼得利益等を明らかにするとともに、労働的リスク（労働供

給力・労働の質的水準の不安定性等による損失可能性)も解明できる。

筆者が提案するように、「統合報告書」に記載されている人的資本情報(あるいは「雇用報告書」に開示されていた従業員情報)を「付加価値計算書」に数値化すると想定した場合、雇用契約を結ぶ従業員と業務委託契約を結ぶ役員に区分し、それぞれの人数・人件費金額等を開示・計上することが考えられる。従業員も正規従業員と非正規従業員、国内従業員と海外従業員、男性社員と女性社員等に細分化・内訳表示することによって、従業員数・人件費等の人的資本情報の詳細化・明確化を図ることができる。

3. 納税活動の明確化・細分化

近年、数兆円・数千億円の売上高を稼得しているが、意図的な課税逃れのためのタックスヘイブン、移転価格操作、条約漁り、完全子法人等の増設・濫用による受取配当等益金不算入措置、租税優遇措置等の利用により、法定実効税率30%をはるかに下回る数億円・数百万円の法人税しか納付しない大規模企業が存在する。富岡(2019, 124-125頁)が実態調査を行った結果、資本金100億円超の巨大企業の連結法人による実効税負担率は2017年度には8.58%であった。

わが国の場合、法人所得に対して課税される法人税のほかに、利益を課税標準とする法人事業税および法人住民税(法人道府県民税と法人市町村民税)が課されているが、損金される法人事業税を考慮して計算される負担率は、法人税に対して法定された名目税率(nominal tax rate)と対比して、利益全体に対して総合的に課される実質的な税率であるので、実効税率(effective tax rate)と呼ばれている。わが国における法定実効税率は、下記算式によって算定される。

法定実効税率

$$= \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{法人住民税率}) + \text{法人事業税率}}{1 + \text{法人事業税率}}$$

ただし、外形標準課税適用法人(資本金1億円超の大法人等の大規模企業)は、法人事業税

が外形標準課税に算入されているので、上記算式に法人事業税を含めなくてよい。

企業の利益(所得)の源泉となる売上高の大小は、人類が過去に築き上げてきた公共設備・社会制度(道路・港湾・空港・通信網などのハードな設備、法律・医療・教育・技術開発・コンピュータ・AIなどのソフトな制度)の利用頻度に比例するものと考えられる(菊谷(2018b) 77頁)。社会的・経済的に影響力のある企業体は、公共設備・社会制度の高度な利用による受益の代償として、利益額に応じて法人税を納税することによって適正に社会分配を行うべきである。

従業員・役員や株主の人件費・配当等に関する適正・公正な成果分配を利害関係者に報告することと同様に、適正な納税行動を一般社会に報告することも、社会的組織体としての企業体の公的責務である。

企業体の納税による社会貢献度を利害関係者に開陳するためにも、社会分配を示すことができる付加価値計算書の作成・公表は必要である。

4. 区分式付加価値計算書の様式

付加価値は、企業体が外部経済社会に貢献できた社会経済的貢献度を示す指標であり、「付加価値計算書」は、企業体によって創出された企業付加価値とその分配を明確にする計算書である。

従業員・役員の人件費等、株主配当等、納税金額等に関する適正・公正な成果分配を主要な利害関係者に説明・報告するためには、「付加価値計算書」の作成・提示が必要である。

その際、付加価値の分配割合(%)を内訳表示するならば、企業体内部における成果分配の適正化・公正化を判定する参考資料として役立つことになるであろう。あるいはまた、同業他社との業種間比較にとっても有効である。

国際的に経営活動を行っている多国籍企業では、国内売上・購入費用等と海外売上・購入費用等、国内従業員と海外従業員等に区分表示し、セグメント形式で表示することによって、国内外別による情報を追加的に区分開示することができる

納税行動による社会的貢献を明らかにするためには、法人税および利益を課税標準とする地方税（法人住民税・法人事業税）を区分表示し、さらに、国と地方に対する社会貢献度を示すために、実効税率を注記することが推奨される。

表4では、筆者が提案する区分式付加価値計算書のモデル様式が例示されている。

表 4 区分式様式付加価値計算書のモデル様式

(単位：百万円)

	日 本	海 外	
売上高	100,454	31,053	131,507
購入材料・サービス	<u>70,030</u>	<u>14,758</u>	<u>84,788</u>
付加価値			<u>46,719</u>
次のように分配する			
従業員・役員に対する支払い			
正規従業員（1,478名）の給与・年金等	13,256 (28.4%)	2,504 (5.4%)	
非正規従業員（245名）の給与	619 (1.3%)	281 (0.6%)	
役員（19名）の報酬・年金・フリンジベネフィット	<u>967 (2.1%)</u>	—	17,627 (37.7%)
資金提供者に対する支払い			
借入金利子	2,040 (4.4%)	—	
社債利息	3,050 (6.5%)	—	
株主（3,000名）配当	<u>7,170 (15.3%)</u>	—	12,260 (26.2%)
政府等に対する支払い			
法人税	496 (1.1%)	—	
法人住民税・事業税	<u>96 (0.2%)</u>	—	592 (1.3%)
資産の維持・拡張の準備			
減価償却費	7,600 (16.3%)	—	
留保利益	<u>8,640 (18.5%)</u>	—	<u>16,240 (34.8%)</u>
付加価値			<u>46,719 (100%)</u>

(注) (1) 従業員の年齢構成は下記のとおりである。

 正 規 従 業 員：20代 154名（うち女性 52名）30代 376名（うち女性 132名）
 40代 361名（うち女性 105名）50代 344名（うち女性 78名）
 60代 218名（うち女性 43名）70代 25名（うち女性 0名）
 非正規従業員：20代 89名（うち女性 42名）30代 86名（うち女性 54名）
 40代 47名（うち女性 31名）50代 23名（うち女性 23名）

(2) 役員の構成は下記のとおりである。

 男性 14名（うち外国人2名）女性 5名（うち外国人1名）

(3) 正規従業員のうち、73名の博士号取得者が在職し、新製品の開発に従事している。なお、特許権の取得数は35件となっている。

(4) 今年度の実効税率は、受取配当等の益金不算入措置、租税特別措置法による租税優遇措置（主として試験研究を行った場合の特別税額控除）を活用したために、18%である。

出所：著者作成。

V 付加価値計算書の主要財務諸表化

— むすびに代えて —

会社法、税法等の法律が未だ「資本主理論」(proprietary theory)に基づいているので、現行の企業会計制度では、基本的には、企業を資本主のものとし、企業の資産をすべて資本主所有の資産、企業の負債をすべて資本主が負う債務であり、その差額は資本主に帰属する純資産であると観念する「資本主理論」に基づいて会計処理が行われている。

社会・経済が発展・高度化している現在においては、「資本主理論」が適合する個人企業とは異なり、社会的・経済的に影響の大きい企業体に対しては、資本主のみならず、多種・多様な利害関係者その他社会一般に対して責務を負う「社会的制度」とであるとみなす「企業体理論」に基づいて会計処理が講じられるべきであろう。

過去に築き上げられた公共設備・社会制度を高度・広範に利用して、高額な売上高を稼得できる大規模企業は、経済社会において多種・多様な利害関係者から成る社会的公器であるとともに、高い担税力を有する組織体でもある。ESG(環境・社会・ガバナンス)やSDGs(持続可能な開発目標)に配慮しながら、国民経済の発展と個別経済の生産性向上・存立維持を果たす責任を負っている⁽¹⁰⁾。

このように、経済的に重要な規模であり、多種・多様な利害関係者から成る企業体は、社会関係において存在する経済的組織体であり、国民経済的には継続的に運営されなければならない社会的制度である。企業体の存立維持が果たされなければ利害調整を行い得ないが、適正・公正な利害調整を行わなければ、長期的・健全な企業体維持は実現し難い(菊谷(2021b)109頁)。

「社会の公器」としての存在価値を有する企業体には、企業経営活動、すなわち付加価値の創出・分配活動を透明・明確にし、社会貢献の効果を開示するためにも、企業を取り巻く多様な利害関係者、すなわち投資者、債権者、取引先、従業員、経営者、課税庁等の利害(持分、付加価値)を算定・開示できる「付加価値計算書」

の作成・報告は必要である。

大企業の社会的責任・役割を斟酌すれば、社会的・経済的に重大な影響を及ぼす上場会社等の公開企業に対しては、主要財務諸表として「付加価値計算書」の作成・報告が義務付けられるべきである。

注

(1) 明治6年(1873年)6月11日に設立された「第一国立銀行」は、明治29年(1896年)9月26日に「第一銀行」と改称され、昭和18年(1943年)4月には大東亜戦争下の国策により三井銀行と合併して「帝国銀行」として設立・改称されている。戦後の昭和23年(1948年)10月には再度分割して「第一銀行」に戻り、昭和46年(1971年)10月に「日本勧業銀行」と合併して「第一勧業銀行」と改称・再編成されている。平成12年(2002年)4月1日には、「富士銀行」と「第一勧業銀行」が合併して「みずほ銀行」と改称・再編成され、今日に至っている。

(2) 米国では、1960年代後半に「企業の社会的責任」(corporate social responsibility: 以下、CSRと略す)に関する認識が高まり、1970年代に入り社会責任会計(socially responsible accounting)が脚光を浴びた。CSRとは、企業の株主(資金提供者)の利益ばかりではなく、企業が社会一般(たとえば、消費者、従業員、地域住民、マイノリティ、女性、環境)に対して社会的利益を目的として行動する責務をいう。その報告方法として、ヨーロッパで論議されていた付加価値計算書の作成・報告ではなく、たとえば、リノウズ(D. F. Linowes)の社会経済的活動報告書(Socio-Economic Operating Statement)、コラントニー＝クーパー＝ダイツァー(C. S. Colantoni, W. W. Cooper and H. J. Dietzer)の多次元損益計算書(Multidimensional Income Statement)、サイドラー(L. J. Seidler)の社会的損益計算書(Social Income Statement)、エステス(R. Estes)の社会的影響損益計算書(Social Impact Statement)等の計算書が考案されていた(菊谷(1996)19頁)。

(3) 1970年1月に設立されたASSCは1976年2月に「会計基準委員会」(Accounting Standards Committee: 以下、ASCと略す)と改称され、引き続きSSAPを公表してきたが、1990年8月に「会計基準審議会」(Accounting Standards Board: 以下、ASB略す)に

改組・改称された。会計基準設定機関の作業プログラムを指導・監督し、当該作業の資金を確保するために1990年8月に創設された「財務報告評議会」(Financial Reporting Council: 以下、FRCと略す)の下部組織であったASBは、AS(S)C設定のSSAPを承認・継続するとともに、独自に「財務報告基準」(Financial Reporting Standard: FRS)を作成・公表していた。さらに、2012年7月2日より、FRC審議会の新しい内部組織の「規程・基準委員会」(Codes & Standards Committee)に新設された「会計評議会」(Accounting Council: AC)が英国の会計基準設定機関としてその任務を引き継いでいる(沖野(2012)89頁)

(4) 本格的な環境会計・環境報告書の展開は、1980年代後半に入り、オゾン層の破壊(ozone layer depletion)、地球温暖化(global warming)、酸性雨(acid rain)、海洋汚染(ocean pollution)、空気汚染(air pollution)等の環境破壊(environmental disruption)が地球規模的な影響および将来の世代に影響を及ぼす問題となり、その対応が緊急を要するものになった1990年に入ってからである。とりわけ、国連の『ブルントラント・レポート』が1987年に公表され、「持続的発展」(sustainable development)が提唱されたのを契機に、経済的発展(economic development)と環境保護(environmental protection)の両立が世界的規模で一大関心事となった。ここにいう「持続的発展」とは、将来の世代が彼らのニーズを満たす能力を損なうことはなく、現在のニーズを満たすことができる発展である(World Commission of Environment and Development (1987) p.8. 邦訳書、28頁。)

(5) ASSCが1975年に公表した『コーポレート・レポート』は、その後における財務報告制度に多大な影響を与え、現在、世界的に(とりわけ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ等の英連邦諸国で)展開されている「統合報告書」の源泉・ルーツとしても高く評価されるべきである(菊谷(2018a)35頁)。

(6) 本来、企業に投下された資金は、その調達源泉の如何を問わず、そのすべてが一体となって企業経営活動に利用され、収益を稼得するために貢献している点では共通性が存在する。負債・資本には資金調達源泉としての同質性が認識され、これらの統一的概念として「持分」(equity)という概念が成立した。

(7) ヴェッターの見解によれば、資産はその性格上経

済的なものであり、物理的財貨、法的権利あるいは貨幣的請求権ではなく、将来において収益を稼得できる「用役潜在力」である(Vatter (1947) p.17)。資産は、特定の企業体においてその事業目的のために利用される経済的資源(economic resources)であり、当該企業体が目的とする営業活動に役立つ有用な用役潜在力の貯蔵体である。すなわち、資産とは、企業の経営活動において収益を稼得するために保有されている経済的資源であり、その本質は「用役潜在力」である。

(8) ヴェッター資金会計論における「持分」は、単独で積極的な概念として定義・規定されるので、資本・純資産のような差額概念ではない。貸借対照表の貸方を「負債の部」と「資本の部」(または「純資産の部」)に二分割するのではなく、単独で「資産に対する拘束」という概念で「持分の部」として統一できる。その際、持分概念の本質である「資産に対する拘束」は、「特定拘束」(specific restrictions)および「残余持分」(residual equity)または「資金持分」(fund equity)に大別される(Vatter (1947) pp.20 - 21 and 27)。さらに、前者の「特定拘束」は、「法的拘束」、「資本的拘束」および「経営的拘束」に分けられる。法的拘束では、法的な債務契約から生じる借入金のように、それに対応する資産が借入金返済まで拘束される。資本的拘束とは、資本の償還その他資本主の請求権に対する資産の拘束であり、経営的拘束は、経営目的のために特定の使用に対して資産を拘束することである。「特定拘束」に服さない持分は、後者の「残余持分」または「資金持分」(筆者がいう「企業体持分」として表示される。

(9) 「企業体持分」とは、企業存続・維持のために保持しなければならない資産に対する請求権、資産に加える拘束であり、原則として、企業清算まで処分してはならない持分である(菊谷(2013)72頁)

(10) 2024年9月現在、日本には、創業1,000年を超える「老舗企業」は8社あり、100年を超える企業は45,284社に上る。日本は、世界の中でも老舗企業の最も多い国である。企業存続(老舗)に成功している商人は、商売に関する理念・経験則に加え、「家訓」として精神的支柱となる仏教の眼目などを活用し、伝承してきている。仏教に根ざした家訓のうち、代表的なものとして「三方よし」、「陰徳善事」、「諸悪莫作衆善奉行」などがある。たとえば、「三方よし」(売手

よし、買手よし、世間よし)の家訓では、売手・買手のみならず、社会的貢献を視野に入れた「世間よし」も加えていることから、CSRの先駆けであるとも考えられる。住友の家祖である住友正友(1585～1652年)は僧侶であり、住友の事業精神は「商事は言うに及ばず候えども、万事情に入らるべく候」であり、「三方よし」に類似する「自利利他公私一如」に相当する。「自利利他」は大乗仏教を代表する教義であり、「自利利他公私一如」は「住友の事業は、住友自身を利するとともに、国家・社会に利するものでなければならない」と理解されている(小倉(2025)8、12、19－21、142－145頁)。社会的貢献を軽視・度外視したとしても一時的・短期的には繁栄するかもしれないが、大企業であっても長期持続的サステナビリティは期待できないし、長期的には衰退・凋落する可能性が高い。あっという間に泡沫のように消え去っても、それは「善因楽果 悪因苦果 自業自得」である。

参考文献

- Accounting Standards Steering Committee (ASSC) (1975) *The Corporate Report*, ICAEW.
- 古庄 修 (2012)『統合財務報告制度の形成』中央経済社。
- 菊谷正人 (1988)『英国会計基準の研究』同文館。
- 菊谷正人 (1991)『企業実体維持会計論 ―ドイツ実体維持会計学説およびその影響―』同文館。
- 菊谷正人 (1992)『ゼミナール 財務諸表論』中央経済社。
- 菊谷正人 (1996)「環境会計の課題」『社会関連会計研究』第8号。
- 菊谷正人 (1997)「環境報告書」『経理研究』第41号。
- 菊谷正人 (2013)「『その他の包括利益』の会計処理に関する理論的考察」『会計・監査ジャーナル』第28巻第11号。
- 菊谷正人 (2018a)「ビジネス・レポーティングモデルの萌芽的研究」古庄 修編著『国際統合報告論 ―市場の変化・制度の形成・企業の対応―』同文館出版。
- 菊谷正人 (2018b)『税制革命〔改訂版〕』税務経理協会。
- 菊谷正人 (2021a)「その他の包括利益と持分」『イノベーション・マネジメント』第18号。
- 菊谷正人 (2021b)「会計余話：付加価値計算書と企業体論」『産業経理』第80巻第2号。
- 古賀智敏責任編集＝池田公司編著〔2015〕『統合報告革命』税務経理協会。
- 松井泰則 (2023)「非財務情報の開示を巡る国際的変遷 ―半世紀を振り返る―」『研究年報』第17号。
- 小倉幸雄 (2025)『仏教から読み解く老舗企業『長寿』の不思議 ブッダの『智慧』がサステナブルな組織を育む』サンライズ出版。
- 沖野光二 (2012)「英国財務報告制度の将来像の新たな展開 ―英国ASB財務報告公開草案(草案FRS100,101 and 102)を手掛かりとして―」『国際会計研究学会年報2011年度 第2号』。
- Parker, R. H. (1984) *Macmillan Dictionary of Accounting*, The Macmillan Press Ltd.
- Scapens, Robert W. (1981) *ACCOUNTING IN AN INFLATIONARY ENVIRONMENT Second edition*, Macmillan Publishers Ltd. (山口年一監修・碓氷悟史＝菊谷正人共訳(1987)『インフレーション会計―財務会計情報と管理会計情報』白桃書房。)
- 島永和幸 (2021)『人的資本の会計―認識・測定・開示―』同文館出版。
- 富岡幸雄 (2019)『消費税が国を減ぼす』文藝春秋。
- Vatter, W. J. (1947) *The Fund Theory of Accounting and its Implications for Financial Reports*, University of Chicago Press. (飯岡 透＝中原章吉共訳 (1971)『バッター資金会計論』同文館。)
- World Commission of Environment and Development (1987), *Our Common Future*, Oxford University Press. (大来佐武郎監修・環境と開発に関する世界委員会訳 (1987)『地球の未来のために』福武書店。)